

水道料金の消費税率 10%への改定について

令和元年 10 月 1 日から、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）を合わせた税率が現行の 8%から 10%に改定されます。それに伴い、水道料金も改定後の消費税率 10%を適用します。なお、消費税等を除く現行の水道料金を引き上げるものではありません。

市浦地区の水道料金については「津軽広域水道企業団西北事業部」が給水を行っているため、水道料金に関してのお問い合わせは、「津軽広域水道企業団西北事業部（電話：0173-25-2711[代]）」までお願いします。

水道料金の消費税率 10%の適用時期について

消費税率 10%は、口座振替をご利用のお客様につきましては、令和元年 11 月分（12 月振替分）から適用となります。納入通知書でお支払いのお客様につきましては、令和元年 11 月分の納入通知書から適用となります。